

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱

制 定 令和 5 年 11 月 29 日付け 5 畜産第 1691 号

最終改正 令和 6 年 12 月 17 日付け 6 畜産第 2499 号

農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第 1 酪農経営においては、これまで乳量を確保するために配合飼料多給による飼養管理が行われ、家畜改良の分野においても、1 頭当たりの乳量の改善に重点を置いた改良を推進してきたところである。

しかし、近年の猛暑といった飼養環境の変化等により、受胎率の低下や供用期間の短縮傾向が見られるほか、配合飼料価格の高騰等に起因した生乳の生産コストが上昇するなど、酪農経営は厳しい状況下に置かれている。

このような状況を踏まえ、経産牛 1 頭当たりの供用期間を延長し、乳用牛償却費等のコスト低減を図る必要があることから、輸入依存度の高い配合飼料多給による乳量偏重から長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図る取組に対して支援する。

(通則)

第 2 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 補助金は、輸入依存度の高い配合飼料多給による乳量偏重から長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図る取組を支援することを目的とする。

(事業の内容等)

第 4 本事業において実施する事業の内容、事業実施主体及び補助要件については、別表 1 のとおりとする。

(事業実施計画)

第 5 別表 1 の事業実施主体の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）は、別記様式第 1 号による事業実施計画を作成し、第 7 第 1 項の規定による交付申請書に添付するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の経費の欄に掲げる事業ごとに、大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第9 大臣は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があった場合、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記

載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第11 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣に遅滞なく届け出なければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。
- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第15 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第17 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号による概算払請求書を大臣及び官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第13第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。

3 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第19 大臣は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第20 補助事業者は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第21 大臣は、第13第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第22 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第23 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。

- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第9第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第24 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

- 第25 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第26 補助事業者は、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第13第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15第1項の規定による事業遅延の届出、第16の規定による状況報告、第17第1項の規定による概算払請求、第18第1項の規定による実績報告、第18第2項の規定による年度終了実績報告、第18第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第23第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
 - 4 補助事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（間接補助金の交付の際に付すべき条件等）

第27 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第11、第13から第16まで、第18、第20第1項、第21、第22、第24及び第25の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- （1）適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- （2）間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事

業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする
こと。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号の規定による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第9第1項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。

3 補助事業者は、第1項第3号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

5 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第28 補助事業者は、本事業の実施状況等について、畜産局長が別に定めるところにより事業実施状況報告書を作成し、畜産局長に報告するものとする。

(事業評価の報告)

第29 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、畜産局長に報告するものとする。

(指導等)

第30 畜産局長は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第31 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めると

ころによるものとする。

(他の施策との関連)

第32 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 家畜共済の積極的な活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者となる畜産農家は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

(2) 環境負荷低減に向けた取組

補助事業者は、本事業の受益者となる畜産農家から、事業申請時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）」（参考様式）の提出を受けるものとする。

(3) 配合飼料価格安定制度への継続加入

補助事業者は、この事業の受益者となる畜産農家であって、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、前年度に引き続き契約を締結していることを確認するものとする。

ただし、畜産農家が、事業実施年度の前年度に契約を締結していない、又は、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由があることを補助事業者が確認した場合は、この限りではない。

附 則（令和5年11月29日付け5畜産第1691号）

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

附 則（令和6年12月17日付け6畜産第2499号）

1 この改正は、令和6年12月17日から施行する。

2 この通知の改正前の乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 4 関係）

事業の内容	事業実施主体	補助要件
1 乳用牛長命連産性等 向上支援事業	畜産局長が別に定める公募 要領により選定された団体等 とする。	畜産局長が別に定める要 件を満たしていること。
2 乳用牛長命連産性等 向上支援推進事業	畜産局長が別に定める公募 要領により選定された団体等 とする。	畜産局長が別に定める要 件を満たしていること。
3 乳用牛飼養管理技術 向上事業	畜産局長が別に定める公募 要領により選定された団体等 とする。	畜産局長が別に定める要 件を満たしていること。

別表 2 (第 6 第 2 項及び第14関係)

区 分	経 費	補助率	重要な変更
			事業の内容 の変更
1 乳用牛長命連 産性等向上支援 事業	畜産局長が別 に定める経費	定額 (畜産局長が別 に定めるとおり とする。)	1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編 に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える 増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金 の30%を超える減
2 乳用牛長命連 産性等向上支援 推進事業	畜産局長が 別に定める 経費	定額 (畜産局長が 別に定めると おりとする。)	1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編 に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える 増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金 の30%を超える減
3 乳用牛飼養管 理技術向上事業	畜産局長が 別に定める 経費	定額 (畜産局長が 別に定めると おりとする。)	1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編 に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える 増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金 の30%を超える減

(参考様式)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

Ver1.1

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐	⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
②	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐		申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
③	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	☐		申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管	☐	⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑤	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐	⑫	☐	関係法令の遵守	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑬	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐	⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない ☐ ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐				

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

別記様式第1号（第7第1項関係）

〇〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱第7第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

※ 事業の内容及び計画については、本要綱第5の規定に基づき事業実施計画書を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

（注1）区分欄には、別表2の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

（注2）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」

を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含
税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 定款及び収支予算（又は収支決算）
- (3) 委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (4) 間接補助金交付に係る交付規程

(注1) この申請者は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

(注2) 間接補助金交付に係る交付規程は、間接補助事業にのみ添付すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注5) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第2号（第11第3項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔（間接）補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指定停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別記様式第3号（第13第1項関係）

令和〇〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱第13第1項の規定に基づき申請する。

記

（記載要領）

（注1）下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注3）申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（注4）大臣等が変更等内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第4号（第15第1項関係）

〇〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱第15第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に実 施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

（注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、資料の特定に必要な情報を

記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注5) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第5号（第16第1項関係）

〇〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱第16第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（注2）「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

（注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注4）申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのU

RLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注5) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第6号（第17関係）

〇〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
(また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。)

記

区分	補助事業に 要する経費	国 庫 補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告 〇月〇日 現在の出 来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金額	〇月〇 日まで の予定 出来高		
	円	円	円	%	円	円	%	円	%		

(注1) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

- (注2) 括弧内は、第16第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- (注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注4) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注5) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第7号（第18第1項関係）

〇〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱第18第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

※ 事業の内容及び実績については、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付した事業実施計画に実績（事業実施計画と実績が比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を反映し添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

(注1) 区分欄には、別表2の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表2の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

事業実施計画書に実績を反映した資料

〇〇〇〇

(注1) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

(注2) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

(注3) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄

に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

(注4) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は支払経費の確認のため必要がある資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し及び事業実施等の確認のための資料（例：写真、議事録等の写し）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

(注5) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注6) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第8号（第18第2項関係）

令和〇〇年度 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫 補助金	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち未支出 額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- (注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- (注3) 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- (注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注5) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注6) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第9号（第18第4項関係）

〇〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金について、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱第18第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注1）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する

場合は、（３）の資料を除き添付不要）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（１）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（２）付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（３）３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

（４）補助事業者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

（注２）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注３）申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（注４）大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

５ 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６ 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注１）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申

告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

（注2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注3）申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（注4）大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第 10 号（第 25 関係）

財 産 管 理 台 帳

（間接）補助事業者名

地区名			地区	事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		概要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
									国庫補 助金	都道 府県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。